

農業委員会第 37 回総会議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 14 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館 12 階 1203 会議室

3 出席委員（19 人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子
17 番	小林 登志樹	19 番	鈴木 啓之		

4 事務局

農業委員会事務局 中西次長、森総務 G L、吉村農地 G L、今村、島田

5 議事

第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権）

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について（貸借権）

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権）

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（貸借権）

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 6 号 非農地証明願いについて

報告事項第 7 号 時効取得による移転について

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

6 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 37 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 37 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 第 7 番 山中進委員、議席番号 第 8 番 阪田泰久委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。
議案書 1 ページをご覧ください。

まず、1 の 91 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目は田、現況地目は畑が 2 筆、合計面積は 472 m²です。

取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機を所有しており、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の92番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は1,007 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の97番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに畑が2筆、合計面積は803 m²です。取得後は野菜、花木を栽培するとの申請です。

続きまして、2の79番は庄野地区、申請地は汲川原町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は676 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農機具を購入する予定であり、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の71番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目ともに畑が3筆、登記地目・現況地目ともに田が1筆、登記地目は山林・現況地目は畑が1筆、合計面積は3,266 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3の77番は加佐登地区、申請地は加佐登町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は644 m²です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の80番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は247 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、5の76番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は357 m²です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、5の90番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は195 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機を所有し、農地を自家菜園として利用する予定であり、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の93番は稲生地区、申請地は稲生塩屋一丁目地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は177 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。続きまして、9の89番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は201 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の82番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は1,366 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、12の81番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目・現況地目ともに畑が3筆、合計面積は1,909 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確

認いただいております。

続きまして、13の94番は若松地区、申請地は北若松町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は1,319㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、15の84番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目ともに畑が2筆、合計面積は429㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、15の85番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目は田、現況地目は畑が2筆、合計面積は1,943㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、16の95番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積2,456㎡です。取得後は米を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の72番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は1,517㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、17の78番は合川地区、申請地は長法寺町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は351㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、17の96番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は1,949㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、21の74番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は3,982㎡です。取得後は植木を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21の75番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、登記地目は山林・現況地目は畑が1筆、合計面積は4,233㎡です。取得後は茶やタマリユウを栽培するとの申請です。

続きまして、続きまして、21の83番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は5,166㎡です。取得後は小麦、大豆、野菜、果樹を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22の86番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目は山林、現況地目は畑が2筆、合計面積は2,180㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の87番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目ともに畑が5筆、登記地目は田、現況地目は畑が3筆、登記地目は山林、現況地目は畑が1筆、合計面積は12,794㎡です。取得後は植木を栽培するとの申請です。

続きまして、22の88番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目は山林、現況地目は畑が2筆、合計面積は1,570㎡です。取得後は植木を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は26件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作

業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

まず、3の6番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目とも畑が5筆、合計面積は4,945㎡です。取得後は、野菜やナッツ類を栽培するとの申請です。

続きまして、3の7番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑が、面積は1,495㎡です。取得後は、花木を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン、農用車をリースしており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9の4番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,914㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、11の10番は箕田地区、申請地は上箕田一丁目町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は484㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18の8番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,238㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、22の5番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は964㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の9番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、面積は1,498㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕うん機、農用自動車を所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は7件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特

に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

特に無いようでございますので、第2号議案は、承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書7ページ、及び位置図の1ページを御覧ください。

まず、1の6番は、国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は217㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。申請者は、当初、住宅敷地内に農業用倉庫を所有しておりましたが、当該敷地に息子の住宅を建築する予定であることから、既存の倉庫を取り壊し、申請者住所の北側隣接地へ移設するため、本申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の5番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は782㎡です。申請内容は、当該地を優良田園住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、申請件数は2件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

小林委員

優良田園住宅とはどのようなものですか。

事務局

農業者以外の者が市街化調整区域内に住宅を建てられるもので、法で定められています。農林水産省が推奨しており、本市では、令和5年に策定し、自治会への加入や面積、緑化の基準などの要件としています。人口減少地区が対象地区となります。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書8ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き3ページを御覧ください。

まず、1の37番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は2,594 m²です。申請内容は、一体利用地10,560 m²と合わせて、太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、4,995.76 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の36番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目とも田が5筆、合計面積は989.15 m²です。申請内容は、当該地を蓄電池施設用地とするものです。申請者は、太陽光発電業を営んでおり、申請地が住宅より離れており蓄電池を運搬できる接道があることから、蓄電池施設用地として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請者は、年月日不詳で申請地の一部を造成して資材置場として利用していた旨の始末書が提出されております。

続きまして、6の38番は白子町地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、合計面積は322 m²です。申請内容は、一体利用地33 m²と合わせて当該地を資材置場及び駐車場用地とするものです。申請者は建設業を営んでおり、現在は住所地にある高床式建物の1階部分を車庫及び資材置場として使用していますが、保管場所が手狭であることから、住所地から車で約3分の距離にある申請地を新たな資材・土砂置場及び駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の34番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は951 m²です。申請者は、太陽光発電業を営んでおり、住宅より離れており蓄電池を運搬できる接道があることから、蓄電池施設用地として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の35番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は947 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、383.1 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は5件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

森田職務代理

蓄電池施設について、隣接地との距離はどれくらい離れていると良いですか。

事務局

明確な基準はございませんが 50m以上距離を離すように伝えています。騒音については、室外機程度の大きさと言われており、防音壁を設けるなどの基準も存在しません。なお、地図上に表れている建物は資材置場として利用していたため撤去予定です。

議長（会長）

ほかにご覧いませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）でございます。

議案書9ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き8ページ目を御覧ください。

まず、3の20番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は447㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の21番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は312㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、5の23番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は455.42㎡です。申請内容は、一体利用地44.51㎡と合わせて、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、12の24番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は908.78㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、甲種農地と判断されます。甲種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、15の19番は栄地区、申請地は越知町地内、登記地目は畑・現況地目は宅地及び畑、面積は135㎡です。申請内容は、一体利用地296.3㎡と合わせて、当該地を太陽光パネル設置及びドッグラン用地とするものです。申請者は、隣接地で事務所を営んでおり、申請地周辺には戸建住宅が多く、一定のペット飼育者の利用が見

込まれることから、利便性の高い申請地をドッグラン用地として整備するため、今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請者は、令和5年10月に、一部を造成して太陽光パネルを設置利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、19の18番は、久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目ともに畑が19筆、合計面積は119.21㎡です。申請内容は、営農型太陽光パネル設置用地として当該地を一時転用したい旨の申請です。申請者は、令和2年6月に営農型太陽光発電事業を行うことを目的に期間3年間の一時転用により法第5条許可申請が提出され、許可をしております。営農型太陽光発電施設の一時転用許可は、期間満了後に再許可を行うことができるため、令和5年7月に2回目の再許可を行い、今回は3回目の再許可申請となります。転用期間は、許可日より3年間です。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。資金は、設置費に加え、撤去費用も含めた金額を、金融機関の入出金明細照会結果の写しにより確認しております。面積については、営農型太陽光発電事業では、パネルの支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。また、パネル下部の農地については、ブルーベリーを栽培する旨の営農計画書が提出され、今回の計画での遮光率による作物への影響に関しては、「営農型発電設備でブルーベリー栽培を行う事についての意見書」などが提出され、適切な営農がなされる見込みであることを確認しています。雨水は、透水性の防草シートを敷設し、自然浸透し、大雨時には、既設水路へ放流。周辺は、フェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。なお、公簿面積上は19,600㎡となり3,000㎡を超える案件の為、7月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、21の22番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は150㎡です。申請内容は、一体利用地と合わせて、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は5件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

小林委員

譲受人の法人代表者と譲渡人の自然人が同一人物の場合でも問題はありませんか。
事務局

法人と自然人は、別人の扱いのため問題ございません。

豊田委員

営農型太陽光について、借受人の法人名称を見ると営農可能か不安があります。

事務局

法人内の農業部門が営農指導を農業者から受けて耕作すると聞いております。

議長（会長）

ほかに無いようでございますので、第5号議案は、承認いたします。

続きまして、第6号議案農用地 利用集積等 促進計画について事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページをお開きください。

1ページから3ページは、加佐登地区です。1番から16番は、使用貸借と1筆で20,000円の賃貸借です。

4ページは牧田地区です。17番から19番は、1筆で29kgから180kgの賃貸借です。

5ページは石薬師地区です。20番と21番は、10a当たり10,000円の賃貸借です。

6ページは白子地区です。22番は、10a当たり15kgの賃貸借です。

7ページと8ページは、飯野地区です。23番から31番は、10a当たり25kgから60kgの賃貸借です。

9ページから10ページは、河曲地区です。32番から43番は、1筆で4kgから150kgの賃貸借です。

11ページは、一ノ宮地区です。44番から47番は、10a当たり13,750円の現金と米30kgから50kgの賃貸借です。

12ページは箕田地区です。48番から50番は、10a当たり米50kgの賃貸借です。

13ページは玉垣地区です。51番は、10a当たり米35kgの賃貸借です。

14ページは若松地区です。52番と53番は、10a当たり19,250円の現金の賃貸借です。

15ページは、合川地区です。54番は、10a当たり10,000円の現金の賃貸借です。

16ページと17ページは、井田川地区です。55番から62番は、10a当たり10kgから30kgの米、及び使用貸借です。

18ページから27ページは、久間田地区です。63番から128番は、10a当たり10,000円の現金、及び収穫高に応じた物納です。

28ページは、椿地区です。129番から134番は、使用貸借です。

29ページは、深伊沢地区です。135番と136番は、使用貸借です。

30ページから31ページは、鈴峰地区です。137番から150番は、10a当たり8,000円から10,000円の現金と1筆で16,000円の現金の賃貸借、及び使用貸借です。

2 ページは、庄内地区です。151 番と 152 番は、使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（報告事項説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、御質問等ございませんか。

議長（会長）

ほかにありませんか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行へのご協力、ありがとうございました。

次に、その他事項に移らせていただきます。

その他事項 1 点目と 2 点目を事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 をご覧ください。6 月 30 日に、鈴鹿市議会におきまして、承認されました、次期の農業委員名簿となりますので、報告いたします。

続きまして、資料 2 をご覧ください。皆様からお預かりしておりました、親睦会費の収支報告書でございます。収入 458 万 8,308 円、支出 75 万 6,779 円、差引残高 383 万 1,529 円でございます。監事の森田会長職務代理と大塚副会長には、事前に確認いただいております。7 月 19 日まで、慶弔等の動きがなければ、この残高をもとに、個別に清算をさせていただき、7 月末を目途に委員報酬の振込口座へ振り込みさせていただきます。なお、7 月分委員報酬につきましては、日割り計算になりますので、よろしく願いいたします。

また、残金が多いとの指摘をいただいておりますことから改選後の運営委員会で徴収額の改定を検討してまいりたいと思います。

議長（会長）

事務局から説明がありましたこの件につきまして、何か、御質問はございませんか。
議長（会長）

別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。続きまして、その他事項の３点目は「大区画化等加速化支援事業について」です。私が出席しました 去る６月２６日の地区委員会連絡協議会において地区会長に周知されたもので、農業委員のみなさんにも、ぜひ御認識いただきたい重要な内容でしたので、本日ご説明いただくようお願いいたしました。水土里ネットみえの浮田さん御説明よろしく願いいたします。

水土里ネットみえ 浮田氏（事業説明）

議長（会長）

説明がありましたこの件に関しまして、御質問等はございますか。

鈴木啓之委員

用水路関連の他事業と重複している場合でも申請できますか。また、地区への説明は御対応いただけますか。

水土里ネットみえ 浮田氏

同一路線で同一年度はできません。本事業は、区画拡大＋水路更新が要件となっています。水田、畑どちらの農地も対象です。地区への説明については、出向かせていただきます。

豊田委員

既に畔を撤去した地域で水路を更新した場合でも対象となりますか。

水土里ネットみえ 浮田氏

区画拡大が要件のため対象外となります。

間崎委員

用排水路も対象となりますか。また、複数年度でも対象となりますか。

水土里ネットみえ 浮田氏

区画拡大を伴う場合、いずれも対象となります。

間崎委員

農業委員会が事業主体になれますか。

水土里ネットみえ 浮田氏

農業員会は事業主体になれません。個人または多面的機能の団体での申請をお願いします。

森田職務代理

チラシにある１ha 云々の記載について教えてください。

水土里ネットみえ 浮田氏

加算に関する内容です。

議長（会長）

ほかに無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

予定しておりました 事項は以上となりますが、折角の機会ですので、委員の方から他に何かございませんでしょうか。

別段無いようですので、この後は、事務局でお願いします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。